

2016年9月18日

「国籍選択・老後の日本帰国」

(主催：シカゴ日本人会)

「国籍選択と老後の日本帰国」

1. 二重国籍

日本

(1) 国籍唯一の原則(国籍法16条1項)、国籍自由の原則(憲法22条2項、国籍法第13条、14条)、国籍留保(出生に伴って日本国籍以外の国籍を取得した場合)、国籍選択(重国籍者—22才に達するまでの間にいずれかの国籍を選択(国籍法14条)、

(2) ①日本国民が自己の志望により外国の国籍を取得した場合は、日本の国籍を自動的に喪失します。(国籍法第11条1項)

②国籍喪失の届け出は、本人、配偶者又は四親等内の親族が国籍喪失の事実を知った日から1ヶ月以内(届け出すべき者がその事実を知った日に国外に在る場合は、その日から3か月以内)にする必要があります。

③日本と外国の国籍を有する方が、外国の法令従って(例えばその外国が日本と同様な国籍選択制度を有している場合に)、その外国の国籍を選択した場合には、自動的に日本国籍を失います。

なお、自己の意思で米国市民権を取得する場合は、その時点で日本国籍を失いますので二重国籍とはなりません。例えば、米グリーンカード保持者が米国市民権を取得した場合は、米国市民権取得時点で日本国籍を自動的に喪失しますので、二重国籍者ではありません(国籍喪失届の提出が必要です)。

米国

(1) 最高裁— 法律上認められている資格であり、二カ国での国民の権利を得、責任を負うことになる。一国の市民権を主張することで他方の国の権利を放棄したことはない。

国籍法— 二重国籍については特に言及なし。

米国政府— 二重国籍の存在を認め、アメリカ人が他の国籍を持つことを認めているが、それが原因で問題が生じることがあるので、方針としては二重国籍を支持していません。

(2) 米国移民国籍法ではアメリカ人は米国の出入国の際に米国のパスポートを使用せねばならないと規定。国により二重国籍者に、その国の(米国以外)出入国に関して、自国のパスポートを使用するよう要請していますが、そのことで米国籍に影響を与えることはありません。

(二重国籍の方は米国の出入国は米国パスポートを、日本の出入国は日本のパスポートを使用して下さい。)

(3) 米国籍の喪失

外国籍を自動的に取得すること、又はそれを保留することは米国籍に影響はありません。しかし自ら申請して外国籍を取得した場合は、米国籍を喪失する場合があります。その場合、米国籍を離脱する意志があり外国へ帰化したことが立証されなければなりません。

米国籍喪失と判断される場合とは①領事の面前で書面により、米国籍を正式に放棄した方②外国政府で政策にかかわる地位の職業に就いている方③反逆罪で有罪判決を受けた方

2. 国籍選択制度

昭和59年(1984年)国籍法改正され国籍選択制度が導入されました。
(昭和60年1月1日施行)

(1) 昭和60年1月1日前(改正国籍法の施行前)から重国籍者でその時点で20才未満の者は22才に達するまでに、国籍の選択をしなければならない。なお、期限までに選択しない場合は、その期限が到来した時に日本国籍の選択を宣言したものと見なされます。

(2) 昭和60年1月1日以降に重国籍者で イ、20才に達する以前に重国籍となった場合は22才に達するまでに ロ、20才に達した後に重国籍となった場合は重国籍となった時から2年以内 に国籍の選択をする必要があります。尚、期限までに国籍の選択をしなかったときは、法務大臣から国籍選択の催告を受け、場合によっては日本の国籍を失うことがあります。

国籍選択届 国籍選択宣言 “日本の国籍を選択し、外国の国籍を放棄します”

3. 国籍喪失届

(1) 国籍喪失届を3ヶ月以内に提出する決まりとなっておりこれを怠ると当然違反となります。日本国籍を喪失した場合には、本人、配偶者又は四親等内の親族が、「国籍喪失届」を本籍地役場又は最寄りの日本大使館、総領事館に届け出る義務があります。

例えば、自己の志望(帰化申請)により、米国市民権を取得した方は、米国市民権を取得した時点で、日本国籍を喪失したことになりますので、必要書類を添えて、在外公館(日本大使館・総領事館)または日本国内の本籍地を管轄している市区町村役場へ「国籍喪失届」を提出する必要があります。

但し、届を提出しないと違法ですが罰則がないので犯罪にはなりません。

(2) 日本国民が自己の志望によって外国の国籍を取得した場合は、本人からの届出がなく日本の戸籍簿から除籍されていなくとも、日本の国籍法の規定により日本国籍を失うこととなっていますので、日本のパスポートを取得・行使することはできません。また、在外選挙人名簿登録の資格はありません。

*パスポートの不正申請・受領

①旅券虚偽申請罪 5年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又は両方

②旅券不実記載罪 1年以下の懲役又は20万円以下の罰金

(3) 期限(22歳)を経過しても、自動的に日本国籍を喪失するわけではありません。日本国籍のある人から旅券の申請があれば、発給されます。但し、法務大臣による「催告」制度があり、この催告が行われると、1か月以内に日本国籍を選択しないと日本国籍を喪失することになります。(国籍法15条)

4. 日本への長期帰国

(1) 「日本人の配偶者等」の在留資格で5年間の長期ビザを取得。

日本人の配偶者等とは①日本人の配偶者②日本人の子として出生した者③日本人の特別養子です。さらに長く滞在する場合、日本国内で無制限に更新可能。日本での活動内容に制限なし。選挙権はありませんが日本人と同じように、仕事をしたり学校に入学することも可能。

(2) 「在留カード」3ヶ月を超える在留期間の在留資格者に空港(成田、羽田、中部、関西)で上陸許可の証印と共に交付されます。

(3) 居住地届出・住民票作成 居住地を定めてから14日以内に、「在留カード」を持参し居住地の市町村の窓口で届け出る。

(4) みなし再入国許可制度 有効な旅券及び在留カードを持参して出国し、1年以内、かつ、有効な在留期間内に再入国する場合は、「再入国許可」を受ける必要はありません。

2012年7月9日在留管理制度変更により便利になりました。

5. 帰化申請手続き

日本の地方法務局へ国籍の帰化の申請

*日本のお住まいの最寄りの地方法務局へ国籍の帰化申請を行います。

*国籍法第5条に外国人の帰化の条件が定められています。

①住所条件 帰化申請時まで引き続き5年以上日本に居住が必要

- ②能力条件 年齢が20歳以上であって、かつ本国の法律によっても成人年齢に達していること
- ③素行条件 素行が善良。犯罪歴の有無、態様、納税状況、社会通念で判断
- ④生計条件 生活に困ることがなく、暮らせる。生計を一つにする親族単位で判断されるので、申請者自身に収入がなくとも条件を満たせる。
- ⑤重国籍防止条件 原則として、帰化によりそれまでの国籍を喪失することが必要。
- ⑥憲法遵守条件
 - *同第8条にその例外規定があり、その3号に「日本の国籍を失った者で日本に住所を有する者」に対しては5条の一部条件(①、②、④)を満たさなくとも帰化を許可することが出来る旨規定されています。

この規定の適用を受ける方は

- (1) 日本国籍であってその後米国籍を取得された方
- (2) 日本国籍の両親又は父母いずれかが日本国籍の親が、生まれたお子さんの出生届を、出生後3ヶ月以内に届けなかったことにより日本国籍を喪失されたお子さんは、20歳までに日本に住所を定めれば帰化の申請が出来ます。申請は、帰化の希望者が15歳以上であれば本人、15歳未満であれば法定代理人が行います。

- (1) (2) のケースのいずれの方も、日本に戻られ住むところが定まったら、すぐ帰化の申請が出来ます。

6. 米国籍かグリーンカードか

*外国人に対する社会保障・社会福祉

(1) 公的医療保険(窓口:市町村役場)滞在期間が90日以上の方(在留カード保持者)で、職場の健康保険に加入していない人は、「国民健康保険」(69歳まで3割負担、70歳から74歳1割~3割負担、75歳以上1割又は3割負担)に加入しなければならない。

65歳以上の住民と、40歳から64歳で公的医療保険加入者は、介護保険の加入対象者にもなります。

*利用申請→要介護認定→本人の所得金額が160万円未満 1割自己負担。年金収入等が年280万円以上(単身のケース)2割負担。月額負担上限は1世帯当たり最高37,200円又は44,400円

(2) 生活保護（窓口：市町村役場）

生活に困窮する方に対し、その困窮に応じて必要な保護を行う。

保護の種類 生活扶助（食費・光熱費・被服費等）住宅扶助（アパート等の家賃）医療扶助（医療サービスの費用）介護扶助（介護サービスの費用）葬祭扶助（葬祭費用）外国人への生活保護支給は限定的に準用。

(3) 公的年金（窓口：市町村役場、年金事務所）

日本国内に住所を有する20歳から60歳未満のすべての方が加入対象。

職場を通じて年金に加入していない場合は、「国民年金」に加入。

* 検討項目

- (1) 将来の家族像 (2) 日本帰国（老後の生活・親の介護） (3) 税負担 (4) 外交的保護権（重国籍の子供の親権問題）の衝突 (5) 徴兵義務 (6) アイデンティティー

7. 米国市民権のメリット・デメリット

メリット

- (1) 夫婦間の遺産相続に税金（連邦+州）がかからない。
- (2) 夫婦間の贈与の際、制限がない（もらう人がグリーンカード保持者の場合 \$ 148K（2016年の場合）以上の贈与をすると連邦税がかかる）尚、米国籍、グリーンカードに関係なく、相続・贈与の際一人最大 \$ 5.45M（Federalのみ、2016年インフレ調整後）の控除枠がある。
- (3) 伴侶・親・子供のグリーンカードのスポンサーになれる。（呼び寄せ）
- (4) 政府の仕事に就労できる。
- (5) 選挙権が取得できる。
- (6) 国外出国の場合、期間の制限なく米国に住む権利が保障されている。グリーンカードは長期出国の場合 Reentry Permit の取得等必要。

デメリット

- (1) 日本国籍を放棄する義務がある。
- (2) グリーンカードがなくなるので、日本のパスポートは使えない。
- (3) Jury（陪審員）として法廷で数日、あるいはそれ以上、訴訟の審理に参加しなければいけない（数年に一度）。

(4) 米国市民権を捨てるまで、全世界の所得に対して米国の税金がかかる。また、全世界の資産に相続税、贈与税がかかる。(税金に関してはグリーンカードでも基本的には同じですが)

税金に関しては時々、制度変更がありますし、税率等が州や年度で異なります

ますので、詳しくは会計事務所等に必ずお問い合わせ下さい。

8. グリーンカード・米国市民権を捨てる方法

*グリーンカードの放棄

移民局、または在日米国大使館(総領事館)にグリーンカードを返却し、Form I-407(永住権放棄報告書)を提出する。Form I-407は、係官によって署名され、その場で写しが返却される。又は後日郵送される。同日以降、非移住外国人となる。

*市民権の放棄

在日米国大使館(総領事館)にパスポートを返却し、市民権放棄宣言書(ID-4080)を提出する。その場で係官による署名された写しが返却(後日郵送)される。

*IRSへの手続き

移民局、または在日米国大使館(総領事館)にGC(過去15年のうち8年以上の保持者)又は市民権の放棄手続きのあと、税法上の手続きとしてForm 8854(放棄情報申告書)をIRSに提出する必要があります。下記の条件に該当する場合は、出国税の支払い義務が生じます。この場合の出国税とは①みなし譲渡益の時価評価税②課税繰延資産の30%源泉課税③遺産贈与の受益者課税の3種類を指します。

・放棄前・離脱前の5年間の連邦個人所得税の平均所得税額が法定額\$161K(2016年)を超える場合

・放棄日・離脱日の前日時点の全世界純資産が\$2,000,000以上の場合

・放棄前・離脱前の5年間の連邦個人所得税の申告納税義務を果たしたことができない場合

尚、(1) ソーシャルセキュリティは出国税の②課税繰延資産の30%源泉課税の対象ではありません。(2) 生まれながらに米国と日本の二重国籍者、および、18.5歳に達する前に国籍を離脱する者で、10年を超えて米国居住者でなかった場合、例外的に当規定の適用外となります。

年金の受給資格があるか、年金額はどれほどか、支給開始はいつからか
等ボランティアで調査致します。年金申請手続き代行支援が必要な場合は、海外からの申請手続きに慣れた信頼のおける社会保険労務士が対応致します。

年金、国籍、老後の帰国でご質問の在る方は市川までご遠慮なくご連絡下さい。

海外年金相談センター 市川俊治

E-Mail nenkinichikawa@gmail.com

<http://nenkinichikawa.org>

〒162-0067 東京都新宿区富久町 15 番 1-2711 号

TEL&FAX:81-3-3226-3240